

新型コロナウイルス関連
(ドバイの商業施設等の収容人数の制限等：4月中旬まで期間延長)

令和3年2月28日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ドバイ当局は、2月2日から開始した商業施設等の収容人数の制限、レストランやカフェの営業時間の制限、パブやバーの閉鎖に関する制限措置を4月中旬のラマダン開始まで延長すると発表しました。
- 当局による予防措置の遵守状況の確認、検査強化、予防措置に故意に従わない場合の罰則の強化も継続されます。現在の主な制限や罰金は以下の本文のとおりです。
- なお、1月下旬から開始した集会の人数、参加者の制限やレストランでの着席人数制限、ホテル等でのエンターテイメントの停止に関する措置も、継続中です。

【本文】

1 2月26日、ドバイ危機災害管理最高委員会は、2月2日から2月28日までとじていた商業施設等の収容人数の制限等に関する予防措置を、4月中旬のラマダン開始まで延長することを決定しました。措置の概要は以下のとおりです。措置の内容は、従来から変更ありません。

(1) 商業施設等の収容人数等の制限

- ア 映画館、娯楽施設、スポーツ施設等の収容人数を、最大時の50%に制限する。
- イ ホテルの宿泊可能人数を、最大時の70%に制限する。
- ウ プライベートビーチやホテルのプールの利用可能人数を、最大時の70%に制限する。
- エ ショッピングモールの入場可能人数を、最大時の70%に制限する。
- オ レストランやカフェの営業時間を、午前1時までとする。同施設内でのバンド演奏やダンス等の娯楽活動は禁止する。
- カ パブやバーは終日閉鎖とする。

(2) 罰則の強化、通報の推奨

- ア ドバイ当局は予防措置の遵守状況を確認するため、各所での検査を強化する他、マスクの着用や社会的距離の確保等の予防措置を「意図的に無視」していると認められる場合には、厳しい罰則を科すとしています。
- イ また、住民に対し、当局が発表した各種措置を遵守していない事案を発見した場合には、ドバイ警察に通報するよう呼びかけています。

2 2月28日、当館からドバイ当局に確認した結果、1月下旬から開始された以下の措置についても、継続中です。

(1) 1月27日以降、結婚式、社交行事 (social events)、及び私的な集まり (private parties) は、開催場所がホテルか自宅であるかを問わず、出席者は一親等以内の親族のみ、出席者の最大人数を「10人」に制限。

(※当館注：1月26日まではホテルの場合最大200人、自宅の場合最大30人との制限で、また親族に限るといった制限はありませんでした。)

(2) 1月22日以降、レストラン等におけるテーブルの間隔を従来の2mから「3m」に変更し、一つのテーブルの着席上限人数を、従来の10人から7人(カフェの場合は4人)とする。

(3) 1月22日以降、フィットネスセンターやジムのスポーツ器具間の距離及び利用者間の物理的な距離を、従来の2mから「3m」に変更。

(4) 1月21日以降、ホテル、レストラン、クラブに発行された全てのエンターテイメントの実施許可は一時停止(DJ音楽、生演奏、バンド演奏、カラオケ、ダンス等)。

3 2月28日、当館がドバイ警察に確認した結果、現時点で有効な主な規制及び違反した場合の罰金は以下のとおりです。

(1) マスクの常時着用(外出時、出勤時、職場でも常時着用が必要)：罰金 AED3,000

(2) 人同士の社会的距離「2m」の確保：罰金 AED3,000

(3) 車両の最大乗車人数：罰金 AED3,000

ア セダン型タクシー：乗客の中に14歳以下の子どもを含む場合、運転手の他に3人の乗車が可能。大人3人の乗車は不可。

イ 3列シートのバン型タクシー：運転手の他に大人4人まで可能。

ウ 私用車/自家用車：運転手の他に2人まで可能。ただし、2親等以内の同居家族の場合は3人以上の乗車も可能。

(4) 集会の制限(上記1参照)：主催者 AED50,000、参加者 AED10,000/人

(5) 当局からの指導に基づく検疫指示に従わない場合：罰金 AED 50,000

4 留意点

(1) 2月28日現在、UAE 当局が発表する新規感染者数は高水準で推移しています。当局は、査察キャンペーン等を行なって各種制限の取組状況に対する監視を強化しており、違反した個人について検挙し又は警告し、事業者には施設の閉鎖を命じたなどと公表しています。また、ショッピングモール等の各商業施設や航空会社などは政府の規制に加え個別の制限を設けていることがあり、利用者にはその遵守が求められます。加えて、各首長国によって制限や罰金が異なります。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、これらの点にご注意ください。

(2) 本メールに掲載した情報は2月28日時点のものであり、UAE 当局による措置は今後も予告なく変更され又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

【本件に関する参照先】

○ドバイメディア局公式

(2月26日付：予防措置に関する制限期間延長)

(概要) <https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1365302196867395587>

(詳細) <https://mediaoffice.ae/en/news/2021/Feb/26-02/Supreme-Committee-of-Crisis-and-Disaster-Management-to-extend-COVID19-precautionary-measures>

(1月22日付：集会の人数制限の変更(1月27日以降適用))

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1352678447756275714>

(1月22日付：レストラン等におけるテーブルの距離、着席人数上限の変更等)

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1352683664753229825>

(1月22日付：ジムのスポーツ器具や利用者間の物理的な距離の変更)

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1352699183212474372>

○ドバイ警察公式

(通報サイト「Police Eye」)

https://www.dubai.police.gov.ae/wps/portal/home/services/individualservices/policeEye!/ut/p/z0/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAFIjo8zi_T29HQ2NvA183b2M3Awcg7xNDIyd_Q3d3c31g1Pz9AuyHRUBMHh2Nw!/

(通報電話番号) 901 ※UAE 国内からのみ

【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter : <https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁 (DHA) 公式 Twitter : https://twitter.com/dha_dubai

○ドバイ警察公式 Twitter: <https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省 (日本への入国に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

在ドバイ日本国総領事館

電話 : +971-(0)4-293-8888 (日~木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

F A X : +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール : ryouji@du.mofa.go.jp

ホームページ : http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
